東紀州環境施設組合情報公開条例施行規則

令和３年４月１日
規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、東紀州環境施設組合情報公開条例（令和３年東紀州環境施設組合条例第７号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、管理者の保有する情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（請求書の記載事項）

第２条　条例第10条第１項第３号の規定により管理者が定める事項は、次のとおりとする。

（１）　求める公開の方法

（２）　写しの送付の方法による公文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨（全部又は一部公開の決定に係る通知書の記載事項）

第３条　管理者は、条例第11条第１項の規定により当該請求に対し、全部又は一部を公開することとしたときは、次に掲げる事項を当該公開請求者に通知しなければならない。

（１）　公開を実施する日時及び場所

（２）　公開の実施の方法

（３）　公開の実施に要する費用の額

（公開決定に係る第三者に対する通知書の記載事項）

第４条　条例第12条第１項の規定により第三者に対して通知すべき必要な事項は、次のとおりとする。

（１）　公開請求の年月日

（２）　公開請求に係る公文書に記載されている当該第三者に関する情報の内容

（３）　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

２　条例第12条第２項の規定により第三者に対して通知すべき必要な事項は、次のとおりとする。

（１）　前項各号に掲げる事項

（２）　条例第12条第２項第１号又は第２号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（電磁的記録の公開の方法）

第５条　条例第13条に規定する電磁的記録の公文書の公開について管理者が定める方法は、次の各号に定める方法のうち、管理者が指定する方法とする。

（１）　電磁的記録の視聴

（２）　電磁的記録を紙媒体に複製したものの閲覧又は交付

（３）　電磁的記録を電子媒体に複製したものの交付

（４）　その他管理者が認める方法

（公文書の公開の実施等）

第６条　条例第13条の規定による公文書の公開は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

２　条例第13条の規定による公文書の写しを交付することにより公開を実施する場合において、当該公文書の写しの交付の部数は、公開請求に係る公文書１件につき１部とする。

３　条例第13条の規定により公開を実施する場合において、管理者は、公文書を閲覧する者が当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（費用負担の額等）

第７条　条例第14条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で管理者が定める額は、次のとおりとする。

（１）　写しの作成に要する費用　別表に規定する額

（２）　写しの送付に要する費用　郵送料に相当する額

２　前項に規定する費用は、前納しなければならない。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

公文書の種類	区分		金額
文書又は図画	白黒	日本産業規格Ａ列３番の大きさまでのもの	１枚につき10円
	カラー	日本産業規格Ａ列３番の大きさまでのもの	１枚につき50円
電磁的記録	紙媒体に複製したもの		文書又は図画の例による
	電子媒体に複製したもの		作成に要する実費

備考

１　用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を１枚として計算する。

２　日本産業規格Ａ列３番を超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格Ａ列３番の規格による用紙の枚数に換算した額とする。

３　組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。